

平 戸 市 監 査 公 表 第 107-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成28年10月11日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

- 第1 監査の種類
地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
平戸市農業委員会
- 第3 監査の期間
平成27年10月20日 1日間
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり

平成28年3月31日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉 様

平戸市監査委員 松 瀬 清 様

平戸市農業委員会
会長 丸 田 保

定期監査の結果に基づく措置事項について（報告）

平成27年11月30日付け27平監第90号にて通知がありました定期監査の結果について下記のとおり措置を講じましたので、報告いたします。

記

指導を受けた事項	指摘に対する措置
○農業委員会総会議事録について 農業委員会は、毎月1回定例総会が開催され、平戸市農業委員会会議規則第24条に基づき、議事録の作成と一般への縦覧に供されている。しかしながら、出席委員の数や開催日付誤り、要点筆記の内容など正確性に欠ける部分が若干あり、中には議事録署名人の署名押印がないものがあったので、議事録に対する正確性と信頼性が損なわれないように注意されたい。	農業委員会議事録について、指摘箇所は確認の上、修正を行いました。今後はご指導のとおり、正確性と信頼性を損なわない議事録作成に努めます。
意見を受けた事項	意見に対する措置
○農作業賃金等標準額の決定について 毎月3～4月に公示している農作業賃金等標準額については、農協などの各種団体等の意見を踏まえ、実勢単価に添った標準額案を農業委員会定例総会に諮って決定しているが、これまでの経過を検証した結果、そうした事前調査の資料や協議経過が明らかでない状況にある。妥当と思われる標準額を決定しても、適正であるかどうかの基準が明確でなく、説明に際しても説得力に欠けるので、より透明性・信頼性を高めるためにも、事前調査の経過を記した資料や記録を備えることが望ましい。	今後は、ご意見のとおり適正に行うよう改善します。